

簡易公募型競争入札(総合評価落札方式)に係る手続開始の公示
(建築のためのサービスその他の技術的サービス(建設工事を除く))

次のとおり指名競争入札参加者の選定の手続を開始します。

令和 7 年 7 月 1 日

分任支出負担行為担当官

中国地方整備局 広島国道事務所長 金納 聡志

1. 業務概要

- 1) 業 務 名 令和 7 年度安芸津バイパス外環境調査業務 (電子入札対象案件)
(電子契約対象案件)

2) 業務内容

本業務は、一般国道 185 号安芸津バイパス、一般国道 2 号西条バイパスにおける環境調査を行う業務である。

主な業務内容は以下のとおりである。

- | | |
|------------|-----|
| ・ 計画準備 | 1 式 |
| ・ 環境保全措置 | 1 式 |
| ・ 環境管理計画 | 1 式 |
| ・ 有識者ヒアリング | 1 式 |
| ・ 報告書作成 | 1 式 |

- 3) 履行期間 契約締結の翌日～令和 8 年 9 月 30 日

- 4) 本業務は、入札前に業務計画等に関する技術資料を受け付け、価格以外の要素と入札価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の業務である。また、予定価格が 500 万円以上の場合には、技術提案の確実な履行の確保を厳格に評価するため、技術提案の評価項目に新たに「履行確実性」を加えて技術評価を行う試行業務である。
- 5) 本業務の予定価格が 500 万円以上の場合に限り、本業務は低入札対策を実施する試行の対象とする。
- 6) 本業務は資料提出、入札を電子入札システムで行う対象業務である。なお、例外的に電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得た場合に限り、紙入札方式に代えるものとする。
- 7) 本業務は、若手技術者の育成支援を目的とした試行業務である。
- 8) 本業務は、賃上げの実施をする企業に対して、総合評価における加点を行う業務である。
- 9) 本業務は、歩掛見積の提出を求め、予定価格に反映させる業務である。
- 10) 本業務は、契約手続きにかかる書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象業務である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙方式に代えるものとする。
- 11) 本業務は、契約締結後に「業務設計書」を公表する業務である。業務設計書については、契約後に適時、中国地方整備局のホームページにより公表する。

2. 指名されるために必要な要件

1) 入札参加者に要求される資格

(1) 入札に参加しようとする者は、①に掲げる資格を満たしている単体企業であること。

① 単体企業

ア) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第98条において準用する第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

イ) 中国地方整備局における令和7・8年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立がなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立がなされている者については、手続開始の決定後、中国地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること）。

ウ) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立がなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立がなされている者（上記イ）の再認定を受けた者を除く）でないこと。

エ) 参加表明書提出期限日から開札の日までの期間に、中国地方整備局長から指名停止の措置を受けていないこと。

オ) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

カ) 広島県内に本店、支店又は営業所があること。

(2) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡をとることは、競争契約入札心得第4条の3第2項の規定に抵触するものではないことに留意すること。

[1] 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

1) 子会社等（会社法第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合。

2) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

[2] 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし1)については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

1) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次

に掲げる者をいう。以下同じ。)が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
ア) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

- (i) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
- (ii) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
- (iii) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
- (iv) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

イ) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

ウ) 会社法第575条第1項に規定する持分会社(合名会社、合資会社又は合同会社をいう。)の社員(同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。)

エ) 組合の理事

オ) その他業務を執行する者であつて、ア)からエ)までに掲げる者に準ずる者

2) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人(以下単に「管財人」という。)を現に兼ねている場合

3) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

[3] その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合(設計共同体を含む。)とその構成員が同一の入札に参加している場合、その他上記[1]又は[2]と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

2) 入札参加者を選定するための基準

中国地方整備局建設コンサルタント業務等請負業者選定事務処理要領に定める指名基準による。なお、同基準中の「当該業務における技術的適性」については、建設コンサルタント登録規程(昭和52年4月15日建設省告示第717号)その他の登録規程に基づく登録状況、同種又は類似業務の実績並びに業務成績、配置予定技術者の資格、業務の経験及び手持ち業務等を勘案するものとする。

3. 総合評価落札方式に関する事項

1) 落札者を決定するための基準

入札参加者は、価格及び技術資料(配置予定技術者の経験及び能力、実施方針・実施フロー・工程計画・その他)をもって入札をし、次の各要件に該当する者のうち、下記2)総合評価の方法によって得られた数値(以下「評価値」という。)の最も高い者を落札者とする。

① 入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。なお、予定価格は、設計図書に基づき算出するものとする。

ただし、国の支払の原因となる契約のうち予定価格が1,000万円を超える請負又は委託契約について落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適當であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち評価値が最

も高い者を落札者とすることがある。

- ② 上記において、評価値が最も高い者が2名以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決める。
- ③ 落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、予決令第86条の調査及び業務完了後に業務コスト調査を行うものとする。なお、当該調査に協力しない場合等は、指名停止措置を講ずる場合がある。
- ④ 予定価格が1,000万円を超える場合に限り、本業務を著しい低入札で入札した者に対して、予決令第86条の調査の追加資料として当該業務に係る費用についての詳細な内訳書の提出を求める場合がある。
- ⑤ 予定価格が500万円以上1,000万円以下の業務の場合において、落札者となるべき者の入札価格が中国地方整備局が定める品質確保基準価格を下回る場合は、予決令第86条の調査と同等の調査を行うものとする。

2) 総合評価の方法

(1) 評価値の算出方法

評価値の算出方法は、以下のとおりとする。

評価値＝価格評価点＋技術評価点

(2) 価格評価点の算出方法

価格評価点の算出方法は、以下のとおりとする。

価格評価点＝(価格評価点の配分点)×(1－入札価格／予定価格)

なお、価格評価点の配分点は60点とする。

価格評価点の計算において、予定価格と入札価格の単位は万円とし、求められる値は小数第4位(小数第5位切り捨て)とする。

入札価格が予定価格を超えた場合は、無効とする。

(3) 技術評価点の算出方法

技術資料の内容に応じ、下記①、②、③、④の評価項目毎に評価を行い、技術評価点を与える。

- ① 配置予定技術者の経験及び能力
- ② 実施方針など
- ③ 技術提案の履行確実性
- ④ 賃上げの実施表明、賃上げ未達成による減点

技術評価点の算出方法は、以下のとおりとする。ただし、③については予定価格が500万円以上の業務の場合にのみ適用し、③を適用しない場合、(③の評価に基づく履行確実性度)＝1として技術提案評価点を算出する。

技術評価点＝60点×(技術評価の得点合計／技術評価の配点合計)

技術評価の得点合計＝(①に係る評価点)＋(④に係る評価点)＋(技術提案評価点)
×(③の評価に基づく履行確実性度)

技術提案評価点＝(②に係る評価点)

技術評価点の計算において、求められる値は小数第4位(小数第5位切り捨て)とする。

- (4) 総合評価は、入札者の申し込みに係る上記(2)により得られた価格評価点と上記(3)により得られた技術評価点の合計値(評価値)をもって行う。

(5) 詳細は入札説明書による。

4. 入札手続等

(1) 担当部局

〒734-0022 広島県広島市南区東雲二丁目 13-28

中国地方整備局 広島国道事務所 経理課

電話 082-281-4132 メール keiyaku.hirokoku@cgr.mlit.go.jp

(2) 入札説明書の交付期間、場所及び方法

1) 入札説明書は、電子入札システムから入手するものとする。

交付期間：令和7年7月1日（火）から令和7年8月29日（金）までのうち、土曜日・日曜日・祝日を除く毎日の9時00分から17時00分までとする。

国土交通省電子入札システムアドレス：<https://www.e-bisc.go.jp/>

2) 電子入札システムの利用ができない場合は、以下の交付場所でも交付する。

交付期間：令和7年7月1日（火）から令和7年8月29日（金）までのうち、閉庁日を除く毎日の10時00分から17時00分までとする。

交付場所：734-0022 広島県広島市南区東雲二丁目 13-28

中国地方整備局 広島国道事務所 経理課

電話 082-281-4132

申込み方法：事前の申込みは不要であり、交付場所で手交する。郵送又はメール等による入手申込みは認めない。

(3) 参加表明書を提出できる者の範囲

参加表明書を提出する時において、上記2. 1) (1) ① イ) に掲げる一般競争参加資格の認定を受けている者及び申請中の者とする。

(4) 参加表明書の提出期限並びに提出場所及び方法

提出期限：令和7年7月15日（火）15時00分まで。

提出方法：電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合に限り、持参あるいは郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る）又はメールによる。

提出場所：発注者の承諾を得て持参あるいは郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る）する場合は、上記（1）に同じ。メールの場合は、電子入札手続に関する補足説明事項〔コンサルタント業務〕のとおり。

(5) 技術提案書の提出期限並びに提出場所及び方法

提出期限：令和7年8月20日（水）15時00分まで。

提出方法：電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合に限り、持参あるいは郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る）又はメールによる。

提出場所：発注者の承諾を得て持参あるいは郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る）する場合は、上記（1）に同じ。メールの場合は、電子入札手続に関する補足説明事項〔コンサルタント業務〕のとおり。

(6) ヒアリング

1) 技術資料のヒアリングは行わない予定である。

(7) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

入札〆切：令和7年8月29日（金）15時00分

開札日時：令和7年9月1日（月）14時00分

提出方法：電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合に限り、入札書を持参又は郵送（書留必着）すること。

提出場所：発注者の承諾を得て持参する場合は、上記（1）に同じ。

5. その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

① 入札保証金 免除

② 契約保証金 免除

(3) 入札の無効

手続開始の公示に示した指名されるために必要な要件のない者の行った入札、参加表明書に虚偽の記載をした者の行った入札、無効の技術提案をした者の行った入札並びに別冊現場説明書及び別冊中国地方整備局競争契約入札心得において示した条件等、入札に関する条件に違反した入札、は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、分任支出負担行為担当官により指名された者であっても、開札の時ににおいて指名停止を受けているもの、その他開札の時ににおいて2. に掲げる要件のないものは、指名されるために必要な要件のない者に該当する。

本業務の予定価格が500万円以上の場合に限り、予定管理技術者、予定管理補助技術者が当該業務の入札説明書及び特記仕様書で規定している手持ち業務量の制限を満たすことが確認できない場合には、中国地方整備局競争契約入札心得に違反した入札として、その入札を無効とするものとする。

(4) 手続における交渉の有無 無

(5) 契約書作成の要否 要

なお、本業務において提出された技術提案について、提案内容として採用したものについては契約書特約事項とする。

(6) 関連情報を入手するための照会窓口 上記4.（1）に同じ。

(7) 本案件は、資料提出、入札を電子入札システムで行うものであり、対応についての詳細は入札説明書による。

(8) 入札執行回数は原則として2回を限度とする。ただし、2回目の入札において落札者がいない場合は、3回目の入札を執行する場合がある。また、再度入札にあたっては、補足の現場説明を行う場合がある。なお、予算決算及び会計令第99条の2の規定による随意契約は適用しない。

(9) 歩掛見積に関する事項

本業務は、入札参加資格者に対して歩掛見積の提出を求め、採用した歩掛見積をもとに予定価格を作成する。歩掛見積作成に必要な条件については、別途送付する見積依頼書による

こと。なお、採用した歩掛見積については、別途入札参加資格者に配布する。

(10) 本業務の予定価格が500万円以上の場合に限り、技術提案書（履行確実性の審査に必要な部分に限る。）のヒアリングを実施するとともに、ヒアリングに際して追加資料の提出を求めることがある（入札説明書参照）。

(11) 上記2. 1) (1) ①に掲げる中国地方整備局における令和7・8年度木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争参加資格の認定を受けていない単体企業も、参加表明書を提出することができるが、その単体企業が競争参加資格のある者として通知された場合であっても、開札の日において、令和7・8年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争参加資格を認定されていなければならない。

なお、中国地方整備局における令和7・8年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争参加資格を開札の日まで認定されていない場合、競争に参加する資格を有していない者の行った入札に該当し、入札は無効とする。

(12) 詳細は入札説明書による。